

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 23 年 7 月 6 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオン新潟南ショッピングセンター
所在地 新潟市江南区下早通柳田 1 丁目 1 番 1 号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
・イオンリテール株式会社
（変更前）午前 9 時 00 分
（変更後）午前 8 時 00 分
 - (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
（変更後）午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
- 3 変更を予定する年月日
平成 23 年 7 月 1 日
- 4 変更しようとする理由
営業計画を変更するため。
- 5 届出年月日
平成 23 年 6 月 21 日
- 6 縦覧場所
新潟市経済・国際部商業振興課及び江南区役所産業振興課
- 7 縦覧期間
平成 23 年 7 月 6 日から平成 23 年 11 月 6 日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係
電 話 025 - 226 - 1633
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp